

1 開催日時：令和5年8月18日（金） 午後1時50分～午後2時20分

2 開催場所：第1会議室

3 出席者

(1) 委員

中村順哉委員（会長）、山口定之委員（副会長）、藤平崇志委員、永井葉子委員、内山弘子委員  
吉田綾子委員、塩原貴子委員、島田晴美委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、上野和子委員

(2) 市職員

健康福祉局長、高齢者福祉部長、指導監査課長、介護保険課長補佐、高齢者福祉課長補佐、その他関係各課職員

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（4名）

4 欠席者

西尾孝司委員、文川和雄委員、

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議 事 (1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

公開

(2) 令和5年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について

公開

(3) 令和4年度委託型地域包括支援センター事業報告について（第4四半期終了時）

公開

(4) 地域包括支援センターの整備方針について

公開

6 傍聴者数0名

7 決定事項

(1) 介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について

(決定事項あり)

新たな指定居宅介護支援事業所（5事業所）に対して、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務を委託することについて承認されました。

(2) 令和5年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について  
(決定事項なし)

(3) 令和4年度委託型地域包括支援センター事業報告について（第4四半期終了時）  
(決定事項なし)

(4) 地域包括支援センターの整備方針について  
(決定事項あり)

## 8 その他

なし

～令和5年度 第2回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（司会）

それでは、令和5年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の欠席者ですが、1号委員の西尾委員でございます。

本日の傍聴者は、0名です。

○事務局（司会）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、議事を進行することになっております。会長、宜しくお願いいたします。

○会長

ただ今より、令和5年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。それでは議題に沿って審議を進めていきたいと思っております。

議題の1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課、久保と申します。

まず、議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

赤のインデックス1をご覧ください。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務を行っております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認の依頼をお願いしているところでございますが、今回もそれについてご報告をさせていただきます。

今まで事業所について委託の承認をいただいておりますが、今回、新たに市内1事業所、市外4事業所について、ご承認をいただきたいと思います。なお、事業所の詳細については資料のとおりになります。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしく願いいたします。

会長よろしく願いいたします。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託につきまして、これを承認するものいたします。

引き続きまして、令和5年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課の太田と申します。

令和5年6月末から7月にかけておこなった在宅介護支援センターの訪問調査について報告いたします。赤のインデックスの2番をご覧ください。

在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけられ、令和4年度からは市内15か所に開設しており、地域の身近な相談窓口として民生委員や地域の方々からの相談を受けています。

今年度は7か所の在宅介護支援センターの訪問調査をおこないました。調査の日程及び訪問者については資料のとおりです。

主な調査内容は、令和4年度の実績及び令和5年度の事業計画です。調査に先立ち、令和4年度の在宅介護支援センターの運営について、自己評価及び地域包括支援センターからの評価を行っております。評価の視点は(1)身近な相談窓口(2)地域のネットワーク構築(3)地域包括支援センターの協働機関です。

まず、(1)身近な相談窓口についてです。

資料1ページ目の①相談件数についてご覧ください。

令和4年4月1日より、宮本・本町地域包括支援センターが新たに開設し、宮本在宅介護支援センターが廃止となったため、令和3年度から令和4年度にかけては、在宅介護支援センター数としては1か所減って15か所となっております。しかし全体の相談数は令和3年度の16,427件から令和4年度が17,106件と増加しており、1在宅介護支援センター当たりの年間の相談件数は増加しています。

これは令和2年度から令和3年度にかけても同じで、過去2年間は対前年度で増加傾向となっております。

相談者としては、本人または家族からの他、民生委員からの相談も寄せられます。

相談内容については、介護保険の申請やサービスの内容にかかわる相談がほとんどで虐待や権

利擁護にかかわる相談は年に数件です。また、複数の問題が絡み合った相談への対応は在宅介護支援センター単独では対応が難しく、他機関との連携を図って対応をおこなっています。

2 ページ目、②在宅介護支援教室についてご覧ください。

在宅介護支援教室は、市民を対象に開催する教室で、それぞれの在宅介護支援センターが、介護に関する知識の講話やフレイル予防の体操など、独自に内容を決めて開催しています。コロナ禍において、在宅介護支援教室はほとんどが中止となっており、開催できない年が続いていましたが、令和4年度は、地区からの教室開催の要望が徐々に出てきており、8か所の在宅介護支援センターで開催することができました。

続いて、3 ページ目の(2)地域のネットワーク構築についてです。

①地域ケア会議についてですが、地域ケア会議は、地域の課題を検討する「全体会議」と個々の高齢者の具体的な支援策を検討する「個別ケア会議」があり、在宅介護支援センターは担当地区の会議の事務局を務めています。

コロナ禍において、集合形式の会議や多くの人を集めた講演会が難しくなり、令和2年度は中止を余儀なくされた会議がありましたが、令和4年度においてはコロナ前と変わらない回数の会議が開催できました。

各事務局においては、地域ケア会議の構成員のみならず、地域のドラッグストアと連携し認知症理解の普及活動をおこなったり、マンションの管理職員と連携し高齢者の情報共有をおこなったりと、その地域の実状に応じてネットワークを構築する取り組みを工夫しておこなっており、地域の一部として住民に認知してもらうための努力をおこなっています。

②民生委員との連携についてですが、民生委員は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの相談協力員として位置づけられています。その地域の高齢者の情報を把握し、必要に応じて在宅介護支援センターに相談を行い、また在宅介護支援センターが地域の高齢者を把握する際に民生委員に情報を求めるなど、日ごろから連携を図っています。

しかし、感染症の影響で民生委員活動が自粛された期間があり、令和4年度においても地域の情報を把握することが難しい状況が続きました。加えて、民生委員には3年ごとの改選があり、活動が思うようにできない時期に一部民生委員の入れ替えがありました。これにより、古くからの民生委員と新規の民生委員で意識や活動に差があると感じることがあるという意見が聞かれました。

令和5年度から地域活動が再開される地区もあり、民生委員活動の再開のみならず、民生委員同士の情報交換や連携が進むことが望まれます。

今後も、地域の状況を把握するにあたっては民生委員との連携が非常に重要であるため、民生委員の定例会に積極的に参加し、地域ケア会議や地域のイベント等で交流を図ることにより、民生委員と在宅介護支援センターの連携を積極的に進めていきたいと考えています。

4 ページ目の(3)地域包括支援センターの協働機関についてご覧ください。

在宅介護支援センターは地域包括支援センターの協働機関として位置づけられており、地域包

括支援センターの一員として、地域包括支援センター職員と同等の職務を行うものとしております。

地域包括支援センターと在宅介護支援センターは定期的に会議等の機会をもうけて連絡を密にしており、在宅介護支援センターが対応しきれない困難な事例と判断した場合は速やかに地域包括支援センターへ相談し、普段の対応方法などについても、疑問や不安があった場合にはこまめに相談するなど、連携を取り合って業務を行っています。

また、地域包括支援センターが対応している件で頻繁に見守りが必要な場合は同行訪問をおこない、在宅介護支援センター職員単独での訪問が適さない場合は地域包括支援センター職員が同行する等、各地区においてスムーズな対応が出来ている様子がかうかがえました。

5 ページ目の今後の対応についてです。

感染症の影響が続く中で、令和4年度は感染対策をおこないながら、地域での在宅介護支援センターの活動が徐々に戻りつつあります。活動の制限が長期にわたり、活動量が低下した高齢者の身体的・精神的な衰えが進行することが懸念される中で、在宅介護支援センターには、その地域の状況を把握し、必要なサービスの情報提供や、介護予防の積極的な啓発活動が求められます。

そのためにも、在宅介護支援センター業務の1つである在宅介護支援教室を、令和5年度はさらに多くの地区で開催し、高齢者が地域へ出てくるきっかけとなるよう、地区関係者と協力して取り組んでいくことが望まれます。報告は以上です。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会といたしまして、令和5年度在宅介護支援センター訪問調査の結果報告につきまして、報告を受けたものといたします。

続きまして、令和4年度委託型地域包括支援センター事業報告（第4四半期終了時）について事務局から説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題3、令和4年度委託型地域包括支援センター事業報告、（第4四半期終了時）についてご説明させていただきます。

赤のインデックス3をご覧ください。

資料の全体構成でございますが、目次（1）から（4）までが、評価の概要。（5）以降が各センターの報告書となっております。全体で200ページを超える資料となっておりますので、要点を

絞って説明したいと思います。

1 ページ目、地域包括支援センター訪問調査に基づく行政評価の結果を記載したものでございます。訪問先及び訪問日は記載のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

次に2番、行政評価の結果をまとめております。行政評価でございますが、大きく2つの要素で構成されております。1つ目が地域包括支援センターの基本的な業務であります基本点、2つ目が成果点となっております。成果点については、当該年度において市として考えている重点的な取り組み、今年度については権利擁護業務(主に意思決定支援)、そして地域包括支援センターがそれぞれ自主的に行っている事業、以上2つの事業を合わせたものとなっております。基本点と成果点の総合合計得点、こちらが、最終的な行政評価の結果となっております。

2 ページ目。各地域包括支援センターの行政評価の推移の記載がございます。直近、3年分の記載がございまして、令和2年度、令和3年度、そして令和4年度の第3四半期終了時の点数を参考資料として記載させていただきました。

最終的な行政評価の結果についてご報告いたします。

新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	基本点 209 点・成果点 42 点	合計 251 点
前原地域包括支援センター	基本点 211 点・成果点 46 点	合計 257 点
三山・田喜野井地域包括支援センター	基本点 207 点・成果点 43 点	合計 250 点
習志野台地域包括支援センター	基本点 211 点・成果点 42 点	合計 253 点
塚田地域包括支援センター	基本点 207 点・成果点 46 点	合計 253 点
法典地域包括支援センター	基本点 210 点・成果点 44 点	合計 254 点
宮本・本町地域包括支援センター	基本点 206 点・成果点 41 点	合計 247 点
二和・八木が谷地域包括支援センター	基本点 208 点・成果点 45 点	合計 253 点
豊富・坪井地域包括支援センター	基本点 208 点・成果点 46 点	合計 254 点

以上が、最終的な評価結果となっております。

次に(5)の13ページ目以降が各センターの事業報告となります。

個々のセンターの詳細につきましては説明を省略いたしますが、昨年度については全体的に新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、感染症対策を十分に行ったうえで事業を少しずつ再開しているという状況が見受けられました。

特に他機関と協働で行った事例がありましたので、参考までにご報告いたします。169ページをご覧ください。二和・八木が谷地域包括支援センターの認知症総合支援業務についてですが、認知症への理解を深めるための普及・啓発として、ドラッグストア店頭広報活動と船橋北図書館との共同企画を実施しました。

ドラッグストア店頭広報活動ですが、ドラッグストアの店舗外の一部スペースを借りて、認知症について理解を深める掲示やクイズ、認知症カフェを案内し、子育て世代を含めた20名程度の市民が参加しました。参加者には、船橋市で作成している認知症ケアパスやセンター独自で作成したこども向けのパンフレット、店舗から無償でいただいた風船を用意する等事業に興味をも

ってもらような工夫を凝らしておりました。

船橋北図書館との共同企画ですが、介護予防教室として認知症に関わる講演会を実施しました。以前より企画をしていたものの新型コロナウイルス感染症まん延で感染者が増加していたこともあり、開催を断念しておりましたが、感染者数が減少していた時期に感染対策を十分に行ったうえで、実施をしました。年1回だけでなくもっとやってほしいという声があり大変好評だったこともあり、今後も継続的に行っていく予定であるとのことでした。

ドラッグストアや図書館は高齢者だけではなく子育て世代などの他世代とつながりやすい場所であることから、啓発活動にとっても効果的であることを実感したようでした。

以上、議題の報告とさせていただきます。会長、よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、皆様よりご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会といたしまして、令和4年度の地域包括支援センター事業報告（第4四半期終了時）について、報告を受けたものとします。

○会長

引き続きまして、地域包括支援センターの整備方針について、説明を事務局からお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題4の地域包括支援センターの整備方針についてご説明させていただきます。

赤のインデックス4をご覧ください。

現在、市では令和6年度から3か年を計画期間とする次期介護保険事業計画の策定作業を進めているところでございます。

これまで、地域包括支援センターの設置等をしていくにあたり、まず介護保険事業計画に地域包括支援センターの整備方針を明示し、その後計画期間内において設置するという流れで進めております。

今回も地域包括支援センターの課題について整理するとともに、今後の整備方針の考え方について、ご審議いただきたいと思います。

まず1ページ目の概要について、これまでの整備方針の考え方として①～⑤までのとおり整理されており、現在までに直営型5箇所、委託型9箇所の地域包括支援センターを設置しております。

続きまして2ページ目(2)船橋市における地域包括支援センターの現状と課題ですが、①相談



件数の増加。②相談内容の複雑化・複合化のとおり地域包括支援センターと在宅介護支援センターの相談件数は年々増加傾向にあり、さらに権利擁護、高齢者虐待等の相談件数も年々増加傾向にあることからセンターとして複雑化・複合化した課題に直面するケースが増加しております。

また、③の立地の問題について、本市では 24 地区コミュニティをベースにセンターを設置することで地域ケア会議等において地区社会福祉協議会、地区民生委員協議会、地区自治会連合協議会などの地域関係機関と連携を継続できているところでございます。

一方で広いエリアや住んでいる場所によって、担当センターまでの距離が遠く、センターへアクセスしづらいことや訪問に時間を要するなどの課題があります。

以上のことから、3 ページに記載のとおり既存の地域包括支援センターの機能強化を推進していく必要があると考えており、整備方針案として、法典地区及び豊富・坪井地区に既存の地域包括支援センターのサブセンターを設置していくことを当協議会及び介護保険事業計画策定委員会に提案させていただきたいと思っております。

サブセンターは、地域包括支援センターと一体的に運営され、センターが行う 4 つの業務を実施する機能を持つセンターの支所的な役割を持つものでございます。

サブセンターの設置については、「広域なエリアを有している」または「来所者が多い」法典地域包括支援センターと豊富・坪井地域包括支援センターの 2 箇所を現在のところ想定しております。

4 ページ目の表 1 の地域包括支援センター来所者数及び 5 ページ目の表 2 のセンター・地区高齢者数及び面積をご覧ください。

法典地域包括支援センターについては、表 1 で相談来所者数が全 14 センターのなかで最も多いこと、表 2 では面積が全体で 3 番目に多いエリアとなっております。エリアが比較的広く、相談来所者数が多いことから、センターから遠方に位置している地域に潜在的な相談がある等の話を伺っております。

豊富・坪井地域包括支援センターについては、相談来所者数や高齢者数は多くありませんが、表 2 のとおり面積については全 24 地区のなかで突出して大きいという最大の特徴があります。

これら既存の 2 センターにそれぞれサブセンターを設置することにより、市民の利便性の向上だけでなくセンターのアウトリーチ力のさらなる向上、地域づくりの推進をはかっていきたい所存でございます。議題につきましては、以上でございます。会長、よろしく申し上げます。

○会長

はい。それでは本件につきまして、何かご質問ご意見がございましたら、お願いいたします。

○会長

よろしいでしょうか。それでは、本協議会といたしまして、地域包括支援センターの整備方針につきまして、承認することといたします。

○会長

議題につきましては以上となります。各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

○山口副会長

次回以降の提案といたしますか、船橋市のほうで重層的支援事業を始めてらっしゃるかと思いません。所管は地域福祉課だと聞いていますが、今日、色々と報告にもありましたように、地域包括支援センターも障害・児童のほうとか市の関係機関と連携して対応した等、事例や大量の案件が今後出てくることがあるかと思えます。また、そのための体制づくりもあるかと思えます。差し支えなければ、この会議は、地域包括支援センター等を議題にしていらっしゃるかと思えますが、重層的支援で取り上げた事業の概要について報告のようなかたちでお話を伺えたら参考になるかと思ひ、意見としてあげました。

○事務局（窪田課長）

今、お話をいただきましたとおり、今年度から重層的支援体制整備事業が始まり、各地域包括支援センターを訪問した際にいろいろと話を聞いたところ、始まって4ヶ月ぐらいでまだ変化を感じられませんが、今後の会議等で様々な事例等が出てくるかと思えますので、取りまとめてこちらの会議で報告できると良いと思っております。

○山口副会長

はい、ありがとうございます。

○会長

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

今回の会議につきましては、地域包括支援センター運営協議会のみということで、臨時会として10月13日金曜日の13時30分からの開催を予定しております。

主な議題としましては、現在、プロポーザルを進めております、新高根・芝山、高根台地域包括支援センター受託法人特定について予定しております。前回のこちらの協議会におきまして公募手続きについてご説明をさせていただきましたが、今月末まで応募の受け付け、書類審査、面接を経まして、市の評価委員会で受託候補者を選定しまして、その結果について皆様にお諮りしたいと考えております。委員の皆様には、近くなりましたら、改めてご案内させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

次回定例会につきましては、1月頃の開催を予定しております。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていた

だき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれをもちまして、令和5年度第2回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。